

職員の服務の宣誓に関する条例

昭和二十六年三月五日
三重県条例第二号

改正 昭和二六年一〇月二六日三重県条例第四六号
昭和二九年 六月三〇日三重県条例第五五号
昭和三五年 八月一五日三重県条例第二三号

職員の服務の宣誓に関する条例を、ここに公布する。

職員の服務の宣誓に関する条例

（この条例の目的）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年十二月法律第二百六十一号）第三十一条の規定に基き、職員の服務の宣誓に関し、規定することを目的とする。

（職員の服務の宣誓）

第二条 新たに職員となつた者は、別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行つてはならない。

（権限の委任）

第三条 この条例に定めるものを除く外、職員の服務の宣誓に関し必要な手続については、任命権者が定めることができる。

附 則 （省略）

様式1（教育公務員、公安委員会の委員及び警察官を除くその他の職員）

宣 誓 書		
私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。		
私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として一部に偏することなく、誠実かつ、公正に職務を執行することを固く誓います。		
年 月 日	氏	名 [㊟]

全部改正〔昭和26年条例46号・35年23号〕